

◆Zホール使用料

施設使用料

(単位：円)

区 分		9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで		
大ホール 1500	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	27,300	29,800	50,100	51,300	71,900	91,100	
		その他の日	23,500	26,000	39,600	44,500	59,000	75,700	
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	36,000	40,900	62,900	69,200	93,400	118,800	
		その他の日	31,100	33,500	52,400	58,100	77,300	99,400	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	47,400	48,400	77,700	86,200	113,400	147,400	
		その他の日	37,400	40,900	62,900	70,400	93,400	120,000	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	54,600	57,700	92,000	101,000	134,700	173,600	
		その他の日	44,700	48,400	76,800	83,700	112,600	144,400	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	62,100	68,000	106,000	117,000	156,600	200,600	
		その他の日	52,100	55,900	88,500	97,200	129,900	167,000	
	大ホール 984	入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	17,900	19,500	32,800	33,600	47,000	59,600
			その他の日	15,400	17,000	25,900	29,100	38,600	49,500
1,000円以下の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	23,600	26,800	41,200	45,300	61,200	77,800	
		その他の日	20,300	22,000	34,400	38,000	50,700	65,100	
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	31,000	31,600	51,000	56,300	74,300	96,500	
		その他の日	24,500	26,800	41,200	46,100	61,200	78,600	
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	35,800	37,800	60,300	66,200	88,200	113,800	
		その他の日	29,200	31,600	50,300	54,700	73,700	94,400	
5,000円を超える入場料を徴収する場合		土曜日及び休日	40,700	44,600	69,500	76,700	102,600	131,500	
		その他の日	34,100	36,700	58,000	63,700	85,200	109,400	
中ホール 504		入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	9,100	9,600	14,100	16,800	21,300	27,800
			その他の日	6,000	6,800	11,300	11,500	16,200	20,400
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	9,600	10,800	17,600	18,300	25,500	32,300	
		その他の日	7,900	8,900	14,300	15,100	20,800	26,400	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	17,400	18,200	28,400	32,000	41,900	54,400	
		その他の日	12,200	13,600	22,700	23,200	32,600	41,200	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	21,200	21,800	34,200	38,700	50,400	65,600	
		その他の日	14,600	15,900	27,300	27,400	38,800	49,100	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	24,800	25,600	40,000	45,300	59,000	76,800	
		その他の日	17,000	18,200	32,000	31,600	45,100	57,100	
	中ホール 00	入場料を徴収しない場合		4,900	5,100	8,200	9,000	11,900	15,400
		1,000円以下の入場料を徴収する場合		5,300	5,700	9,000	9,900	13,200	17,000
1,000円を超える入場料を徴収する場合			9,100	9,600	15,200	16,800	22,300	28,800	
展示室	入場料を徴収しない場合		4,000	4,200	6,800	7,300	9,900	12,700	
	1,000円以下の入場料を徴収する場合		4,500	4,700	7,400	8,200	10,800	14,100	
	1,000円を超える入場料を徴収する場合		7,500	8,000	12,600	13,900	18,500	23,800	

(単位 円)

区 分	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
リハーサル室	4,620	4,620	7,370	8,300	10,700	14,100
第1会議室	1,760	1,760	2,420	3,100	3,700	5,000
第2会議室	1,760	1,760	2,420	3,100	3,700	5,000
第1楽屋	1,210	1,210	1,870	2,100	2,700	3,600
第2楽屋	880	880	1,320	1,500	1,900	2,600
第3楽屋	1,210	1,210	1,870	2,100	2,700	3,600
第4楽屋	880	880	1,320	1,500	1,900	2,600
第5楽屋	880	880	1,320	1,500	1,900	2,600
第1練習室	1,430	1,540	2,420	2,600	3,500	4,500
第2練習室	1,210	1,320	1,980	2,200	2,900	3,800
第3練習室	990	1,100	1,760	1,800	2,500	3,200
第1和室	1,100	1,100	1,650	1,900	2,400	3,200
第2和室	1,210	1,210	1,870	2,100	2,700	3,600
第3和室	770	770	1,210	1,300	1,700	2,300
屋外ステージ (1回につき)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

●備考

- ①「大ホール1500」とは大ホールの2階席も使用する場合、「大ホール984」とは1階席のみを使用する場合、「中ホール504」とは中ホールを展示以外の目的で使用する場合、「中ホール00」とは、中ホールを展示目的で使用する場合をいう。
- ②「入場料」とは名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- ③ 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適応する。
- ④「大ホール」「中ホール504」において、入場料を徴収しないが、営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合には、5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の110を乗じて得た額とする。
- ⑤「中ホール00」「展示室」において、入場料を徴収しないが、営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料に100分の600を乗じて得た額とする。
- ⑥「大ホール」「中ホール504」の舞台を専ら催物の準備、撤去または練習のために使用する場合は既定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- ⑦「中ホール00」「展示室」を専ら催物の準備、撤去のために使用する場合は、既定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- ⑧「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び1月3日をいう。
- ⑨使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わないものとする。
- ⑩この表により算出した区分毎の使用料の額に10円未満の端数があるときは、切捨てることにする。
- ⑪リハーサル室・会議室・練習室・和室において、入場料を徴収し、または営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、既定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

！ 注意！：使用時間の超過について

許可された使用時間を超過して使用することは、他の利用者に迷惑が及ぶことがあるほか、会館運営上支障がありますので、できるかぎり超過しないよう配慮してください。

やむをえず超過した場合、以下の計算により超過使用料をいただきます。

使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、超過した時間の又は超過した時間にもっとも近い区分の既定使用料の額の1時間あたりの額に100分の250を乗じて得た額とする。この場合、備考⑥⑦は該当させない。